

技能講習のご案内



労働安全衛生法では、特に危険な業務に従事する場合は、**技能講習の修了者**でなければならないとされています。
当協会では、下記の技能講習についてご希望の日時で『出張講習』を行っています。
多くの方々にご受講されますようお願いしています。

■車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転

(北海道労働局長登録教習機関 北労安教第12号)
-登録有効期間:令和11年3月30日-



(目的)
バックホウ・トラクターショベル等建設機械(機体質量3トン以上)の運転

①14時間コース(学科9時間、実技5時間、2日間)
大型特殊自動車運転免許又は不整地運搬車運転技能講習修了者等。
受講料は46,000円です。

②38時間コース(学科13時間、実技25時間、5日間)
18才以上の方でしたら、受講資格に制限はありません。
受講料は105,000円です。

■フォークリフト運転

(北海道労働局長登録教習機関 北労安教第99号)
-登録有効期間:令和11年3月30日-



(目的)
フォークリフト(最大荷重1トン以上)の運転

①11時間コース(学科7時間、実技4時間、1.5日間)
大型特殊自動車運転免許(限定なし)所持者等。
受講料は23,000円です。

②31時間コース(学科7時間、実技24時間、4日間)
普通自動車運転免許等を有する方でしたら、受講資格に制限ありません。
受講料は54,000円です。

■小型移動式クレーン運転

(北海道労働局長登録教習機関 北労安教第463号)
-登録有効期間:令和9年5月23日-



(目的)
移動式クレーン(つり上げ荷重1トン以上5トン未満)を使用して行う作業

①16時間コース(学科10時間、実技6時間、2.5日間)
クレーン、デリック又は揚貨装置の運転士免許所持者か、玉掛け技能講習修了者等。
受講料は48,000円です。

②20時間コース(学科13時間、実技7時間、3日間)
18才以上の方でしたら、受講資格に制限はありません。
受講料は54,000円です。

■玉掛け

(北海道労働局長登録教習機関 北労安教第462号)
-登録有効期間:令和9年5月23日-



(目的)
つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーン等を使用した玉掛けの作業

①15時間コース(学科9時間、実技6時間、2.5日間)
クレーン、揚貨装置等の運転士免許又は、小型移動式クレーン技能講習修了者等。
受講料は25,000円です。

②19時間コース(学科12時間、実技7時間、3日間)
受講資格に制限はありません。
受講料は29,000円です。

■不整地運搬車運転

(北海道労働局長登録教習機関 北労安教第456号)
-登録有効期間:令和12年9月30日-



(目的)
不整地運搬車(最大積載量1トン以上)の運転

①11時間コース(学科7時間、実技4時間、1.5日間)
大型特殊自動車運転免許又は車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習修了者等。
受講料は42,000円です。

②35時間コース(学科11時間、実技24時間、5日間)
18才以上の方でしたら、受講資格に制限はありません。
受講料は87,000円です。

■はい作業主任者

(北海道労働局長登録教習機関 北労安教第72号)
-登録有効期間:令和11年3月30日-

(目的)
高さ2m以上の「はい付け」又は「はいくすし」作業を行う場合、本作業主任者の指揮の下で実施。

①12時間コース(学科12時間、2日間)
はい付け、又ははいくすし作業に3年以上従事した経験を有する方。
受講料は、17,000円です。

■地山の掘削及び土止め支保工作業主任者

(北海道労働局長登録教習機関(北労安教第73号)
-登録有効期間:令和11年3月30日-

(目的)
掘削面が2m以上となる地山の掘削作業及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け及び取りはずしの作業を行う場合、本作業主任者の指揮の下で実施。

①17時間コース(学科17時間、3日間)
地山の掘削及び土止め支保工の作業に3年以上従事した経験を有する方。
受講料は、24,000円です。

※学科・実技講習には、それぞれ「修了試験」があります。

※各講習につきまして、受講希望者が概ね15名以上おられる場合は日程等を調整いたしますので、どうぞお気軽にご一報ください。

※ 詳細につきましては、各技能講習の「ご案内」をご覧ください。

(一般社団法人北海道林業機械化協会)

技能講習一覽表

(令和7年4月1日以降適用)

講習の種類	コース	学 科	実 技	受 講 要 件	講習料(税込)
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用) (機体質量3トン以上)	38時間 (5日間)	13時間	25時間	・制限なし	105,000円
	14時間 (2日間)	9時間	5時間	1 大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許を有する者 2 自動車免許(大型・中型・準中型・普通)又は自動車第二種免許(大型・中型・普通)を有し、かつ小型車両系建設機械(機体重量3トン未満)運転の特別教育修了後、その運転経験が3ヶ月以上ある者 3 不整地運搬車運転技能講習を修了した者 4 車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者 5 建設機械施工技術検定に合格し、一部免許のある者	46,000円
フォークリフト運転 (最大荷重1トン以上)	31時間 (4日間)	7時間	24時間	・普通・中型・準中型・大型自動車又は大型特殊自動車免許(カタビラ付限定)を有する者	54,000円
	11時間 (1.5日間)	7時間	4時間	1 大型特殊自動車免許(限定なし)、又は大型特殊自動車第二種免許(限定なし)を有する者 2 自動車免許(大型・中型・準中型・普通)又は大型特殊自動車免許(限定付)又は自動車第二種免許(大型・中型・普通)又は大型特殊自動車第二種免許(限定付)を有し、かつフォークリフト(最大荷重1トン未満)運転の特別教育修了後、その運転経験が3ヶ月以上ある者 3 フォークリフトの運転業務を6ヶ月以上有する者	23,000円
不整地運搬車運転 (最大積載量1トン以上)	35時間 (5日間)	11時間	24時間	・制限なし	87,000円
	11時間 (1.5日間)	7時間	4時間	1 大型特殊自動車免許、又は大型特殊自動車第二種免許を有する者 2 自動車免許(大型・中型・準中型・普通)又は自動車第二種免許(大型・中型・普通)を有し、かつ安全衛生法施行令及び同規則に定める建設機械等のいずれかの特別教育修了後、運転業務に3ヶ月以上従事した経験がある者 3 1級建設機械施工技術検定の合格者で実技でトラクター系を選択しなかった者又は2級建設機械施工技術検定の第2種から第6種に合格した者 4 車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了した	42,000円
小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重1トン以上～5トン未満)	20時間 (3日間)	13時間	7時間	・制限なし	54,000円
	16時間 (2.5日間)	10時間	6時間	1 クレーン・デリック・揚貨装置いずれかの運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン運転又は玉掛けいずれかの技能講習を修了した者 3 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第1号)第6条の規定による改正前のクレーン等安全規則第223条に規定するクレーン運転士免許を受けた者 4 旧クレーン規則第223条に規定するデリック運転士を受けた者	48,000円
玉掛け (つり上げ荷重が1トン以上のクレーン等の玉掛け業務)	19時間 (3日間)	12時間	7時間	・制限なし	29,000円
	15時間 (2.5日間)	9時間	6時間	1 クレーン、移動式クレーン、デリックいずれかの運転士免許を有する者 2 床上操作式クレーン又は小型移動式クレーン運転の技能講習を修了した者 3 玉掛けの業務に係る特別教育(クレーン等安全規則第222条第1項)を修了後1トン未満のクレーン等の玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者 4 クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚貨装置でつり上げ荷重若しくは制限荷重が1トン未満の揚貨装置の玉掛け業務に6ヶ月以上就いた経験を有する者 5 労働安全衛生法施行令第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則第36条第6号、第15号から第17号までの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者 6 鉱山保安法第2条第2項及び第4項の規定による鉱山においてクレーンの運転の業務に1ヶ月以上従事した経験を有する者	25,000円
はい作業主任者 (高さ2m以上の当該作業)	12時間 (2日間)	12時間	-	・はい付又は、はいくずしの作業に3年以上従事した経験を有する者	17,000円
地山の掘削及び 土止め支保工作業主者 (高さ2m以上の当該作業)	17時間 (3日間)	17時間	-	・地山の掘削作業及び土止め支保工の作業に3年以上従事した経験を有する者	24,000円
	3時間 (1日間)	3時間	-	・地山の掘削作業及び土止め支保工の作業に3年以上従事した経験を有し、かつ者建設業法施工令第27条の3に規定する土木施工管理技術検定に合格した者	11,000円

※上記講習料にテキスト代は含まれます。

(一般社団法人 北海道林業機械化協会)